懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　横浜弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　折本　和司
　登録番号　21350
　事 務 所　神奈川県横浜市中区日本大通14
　　ＫＮ日本大通ビル３階
　　並木道法律事務所
３　処分の内容　業務停止２月
４　処分が効力を生じた年月日
　平成28年３月14日

平成 28 年 3 月 18 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

長崎県弁護士会が平成26年12月25日に告知した同会所属弁護士三宅敬英会員（登録番号39784）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年３月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年３月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 3 月 18 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

埼玉弁護士会が平成27年３月30日に告知した同会所属弁護士大塚隆治会員（登録番号30288）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年３月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年３月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 3 月 19 日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日本ボウリング場厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都中央区日本橋小伝馬町16―６
３．設立事業所の名称及び所在地　株式会社サイトー　青森県むつ市、有限会社二本松スポーツ企画　福島県二本松市、株式会社富士商事　茨城県取手市、株式会社日立ボールクレーン　茨城県日立市、東洋商事株式会社　栃木県宇都宮市、公益社団法人日本ボウリング場協会　東京都品川区、東京ボウリング場協会　東京都品川区、株式会社イースタンスポーツ　東京都渋谷区、株式会社スポルト　東京都渋谷区、株式会社ハイ・スポーツ社　神奈川県横浜市、株式会社野上商会　埼玉県本庄市、株式会社マンタケ興業　東京都足立区、新星産業株式会社　千葉県船橋市、伊八産業株式会社　東京都青梅市、株式会社大東　東京都東村山市、富士商事株式会社　東京都国分寺市、神奈川県ボウリング場協会　神奈川県横浜市、大成興業株式会社　神奈川県川崎市、株式会社ムサシボウル　神奈川県川崎市、神奈川物産株式会社　神奈川県高座郡、株式会社大統　山梨県甲斐市、サカエ興業株式会社　静岡県静岡市、毎日企業株式会社　静岡県浜松市、宏安商事株式会社　静岡県浜松市、株式会社フジスポーツ　静岡県御殿場市、東山遊園株式会社　愛知県名古屋市、株式会社星が丘　愛知県名古屋市、株式会社星が丘サービス　愛知県名古屋市、株式会社星ヶ丘ボウル　愛知県名古屋市、株式会社星ヶ丘モーターサービス　愛知県名古屋市、株式会社水野本社　愛知県名古屋市、株式会社大和　愛知県名古屋市、有限会社モリエンタープライズ　愛知県豊田市、名阪観光開発株式会社　三重県四日市市、株式会社マルハン　東京都千代田区、大川創業株式会社　大阪府大東市、井上定株式会社ボウルパロン　大阪府寝屋川市、株式会社サンブリッジ　兵庫県神戸市、富士幸産業株式会社　兵庫県西宮市、日本海ディヴェロプメント株式会社　鳥取県鳥取市、宇野港土地株式会社　岡山県玉野市、津山木材市売株式会社　岡山県津山市、キョーニュー観光株式会社　広島県広島市、株式会社ゴールデンボール　山口県防府市、太陽商事株式会社　山口県防府市、ツルガハマランド株式会社　山口県下松市、株式会社山田事務所　山口県下松市、森興産株式会社　徳島県徳島市、長尾開発株式会社　徳島県徳島市、株式会社リクリエイション　福岡県福岡市、有限会社伊万里スターボウル　佐賀県伊万里市、株式会社ＯＢＳボウル　大分県大分市、エースランド株式会社　宮崎県宮崎市、株式会社シモダ　宮崎県東臼杵郡、株式会社丸喜興商事　宮崎県串間市、有限会社マチナトスポーツガーデン　沖縄県浦添市、日本ボウリング場厚生年金基金　東京都中央区、株式会社エー・ゼット・インターナショナル　京都府京都市、静活株式会社　静岡県静岡市、株式会社マルハンダイニング　東京都江東区、有限会社川島　茨城県鹿嶋市、株式会社アトラス　福岡県福岡市、株式会社浜松グランドボウル　静岡県浜松市、日本ボウリング場事業協同組合　東京都品川区
４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。
５．解散認可年月日　平成28年３月28日

平成 28 年４月５日
東京都中央区日本橋小伝馬町16―６
日本ボウリング場厚生年金基金
理事長　中野　　明

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次の通り公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　中野　　明
　清算人　堀江　　守
　清算人　橋目　嘉文
２．代表清算人住所　東京都中央区日本橋小伝馬町16―６

平成 28 年４月５日
東京都中央区日本橋小伝馬町16―６
日本ボウリング場厚生年金基金
理事長　中野　　明

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　全国神社厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目５番10号
３．設立事業所の名称及び所在地　上川神社　北海道旭川市、宗教法人岩見沢神社　北海道岩見沢市、宗教法人滝川神社　北海道滝川市、宗教法人北海道神宮　北海道札幌市中央区、北海道神社庁　北海道札幌市中央区、宗教法人中嶋神社　北海道室蘭市、宗教法人住吉神社　北海道小樽市、余市神社　北海道余市郡余市町、帯廣神社　北海道帯広市、宗教法人樽前山神社　北海道苫小牧市、亀田八幡宮　北海道函館市、宗教法人函館八幡宮　北海道函館市、湯倉神社　北海道函館市、宗教法人新琴似神社　北海道札幌市北区、宗教法人大國神社　北海道深川市、宗教法人留萌神社　北海道留萌市、宗教法人霧多布神社　北海道厚岸郡浜中町、宗教法人天満宮　北海道小樽市、宗教法人札内神社　北海道中川郡幕別町、宗教法人厳島神社　北海道増毛郡増毛町、湧別神社　北海道紋別郡湧別町、宗教法人士幌神社　北海道河東郡士幌町、北門神社　北海道稚内市、宗教法人池田神社　北海道中川郡池田町、宗教法人茂岩神社　北海道中川郡豊頃町、宗教法人岩内神社　北海道岩内郡岩内町、宗教法人金刀比羅神社　北海道根室市、宗教法人芽室神社　北海道河西郡芽室町、宗教法人旭川神社　北海道旭川市、標津神社　北海道標津郡標津町、宗教法人発寒神社　北海道札幌市西区、宗教法人猿賀神社　青森県平川市、宗教法人青森県神社庁　青森県青森市、宗教法人諏訪神社　青森県青森市、宗教法人櫛引八幡宮　青森県八戸市、田名部神社　青森県むつ市、宗教法人高山稲荷神社　青森県つがる市、宗教